



11 令和3年11月15日 発行
第75巻 第11号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人 **岡山県労働基準協会**
 編集兼 (電話 (086) 225-3571)
 発行人 岡田 康 浩
1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費に含む)
 ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



豪溪(総社市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

11月 安全衛生12のポイント

記録は保管 必ず点検

11月 特定自主検査強調月間 11月1日~30日

12月 ハラスメント撲滅月間 12月1日~31日

目次 **Nov. 2021**

行政の動き

- 11月は過重労働解消キャンペーン月間です 2
- 11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です 4
- STOP!しわ寄せ 5
- 令和3年度岡山労働局長表彰を受賞 10

協会より

- 令和3年度Web版衛生管理講習会の開催について 3
- 中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内 5
- 令和3年度年末年始無災害運動 6
- 建築物石綿含有建材調査者講習を始めました 8
- 働き方の見直しに向けた取組を! 11
- 悠々自適 7
- 労働災害-統計- 12

11月は「過重労働解消キャンペーン月間」です。

平成26年11月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、11月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

目指すゴールは、
過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)
小野 伸二

11月は過重労働解消キャンペーン月間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や
右記はつとラインで労働に関する相談を受け付けて
いますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談はつとライン」(厚生労働省委託事業)

0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

お問い合わせ先 : 岡山労働局労働基準部監督課

(086)225-2015

令和3年度 Web版 衛生管理講習会の開催について

8月後半の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、岡山県地方産業安全衛生大会、各支部主催の衛生管理講習会を相次いで中止せざるを得なかったことから、岡山労働局と岡山産業保健総合支援センターのご協力のもと、当協会主催としては初めてとなるWebによる衛生管理講習会を急遽開催させていただきました。

第1回は、「職場のメンタルヘルス対策と労働災害の防止」をテーマに9月22日に開催され、岡山労働局長 内田敏之氏 にご挨拶をいただき、倉敷署安全衛生課長 田口修氏 による行政指導、元倉敷労働基準監督署長 山本正晴先生 による特別講演が行われました。

第2回は、「労働者の健康確保」をテーマに9月24日に開催され、岡山労働局労働基準部長 子安成人氏 にご挨拶をいただき、岡山署安全衛生課長 高橋慎太郎氏 による行政指導、岡山産業保健センター産業保健相談員 村嶋誠先生 から特別講演が行われました。

第3回は「労働衛生の三管理」をテーマに9月30日に開催され、岡山労働局長 内田敏之氏 にご挨拶をいただき、和気署労働衛生専門官 池田恵一氏 による行政指導、労働衛生コンサルタント 田口豊郁先生 による特別講演が行われました。

今回のWeb講習会は、周知期間及び申込期間が1カ月に満たない期間となりましたが、3回で313人もの方にご参加いただき、また各先生の特別講演もそれぞれの専門的視点を元に簡潔でわかりやすい説明をいただくなど、初めてのWeb講習会としては、上出来であったと評価しております。

その一方で、講師の先生方からは、会場で行う講習と違い反応が見えないため説明しづらかった、また受講された皆様も職場の受講であるため集中しづらかったなどのご意見も頂戴したところです。

これらご意見も踏まえ、会員の皆様が求められる講習を提供できますよう努めてまいりますので、引き続き当協会の事業にご協力とご支援を賜りますようお願いいたします。



内田労働局長



子安労働基準部長



山本正晴氏



村嶋 誠氏



田口豊郁氏

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です。

「安心」を支えるワン・ピース

労働保険

労災保険 雇用保険

労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替給付が便利です。(電子申請は24時間、365日いつでもOK！)

- ▶ 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- ▶ 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp> **労働保険** 検索

厚生労働省 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。岡山労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

問合せ先 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

■中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



《申請書及び制度のお問い合わせ》

- ・中央労働災害防止協会ホームページ
- ・岡山県労働基準協会 TEL086-225-3571

令和3年度年末年始無災害運動

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で51回目を迎えます。

本年度の年末年始無災害運動は、

『年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン』

を標語として令和3年12月1日から令和4年1月15日までの間、展開することとなりました。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となります。皆で力を合わせて無事に締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思い新たに無災害を目指して取組みましょう。

事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (6) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

主唱者：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省

年末年始ポスターなど各種用品を取り扱っています。
お申込みは協会各支部へお早めに。



悠々自適

新見労働基準監督署長
石橋 秀紀

こころのリフレッシュ

縁あって岡山県に根付き、既に人生の半分を岡山にて過ごしていますが、生まれ育ちは福岡県の南部にある柳川で、いまだに「1!2!3!!」と言われれば、「やあっ!!」(=福岡県民のDNAに刻み込まれた体育の号令時の掛け声です。)と答えますし、「さしすせそ」の発音が苦手です。

我がふるさと柳川は掘割が縦横に流れることから水郷柳川と呼ばれ、名物であるうなぎのせいろ蒸し、有明海の幸を使った料理など美味しいものもありますし、掘割を使った川下り、北原白秋記念館、旧藩主別邸「御花」など、観光スポットもたくさんありますので、新型コロナウイルス感染症が落ち着きましたら、是非お越し下さい。倉敷美観地区に似とるなあとと思われるかもしれません。

この原稿は、岡山県への3回目の緊急事態宣言発令が解除される見込みとのニュースを聞きなが

ら書いていますが、この号が発行されている頃がどのような状態となっているのか見当もつきません。

そんな先々の見通しが立たず、いろんな制約がある日々の暮らしの中で、少しずつストレスが溜まっていませんか？

かくいう私も知らず知らずストレスを溜めていたようで、家族から「最近怒りっぽくなった」と指摘を受けました。確かに、言われてみて最近の自分を顧みると、交感神経が過剰に働いているのだろうな、オンオフの切り替えができていないのだろうなと思ひあたる節がありました。

家族のアドバイスをもらいながら、意識的にリラックスできる方法を取り入れようと、音楽を聞いたり、ぬるめの湯に長くつかったりしてみました。が、そもそも根がせっかちなので、逆にストレスを感じてしまう始末で、「気長に考える習慣を身に付け、普段から物事を楽観的に捉える」には、まだまだ修行が足りないかと反省の日々を過ごしています。

そんな私でも唯一とも言ってもいい気分転換が毎週末の倉敷川沿いの散歩です。「散歩言うても、手に釣り竿持っとろうが」と突っ込まれそうですが、ここが私のアナザースカイ。

皆さんの気分転換は何ですか？

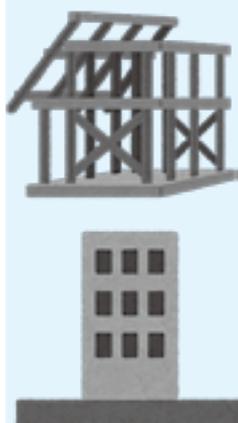
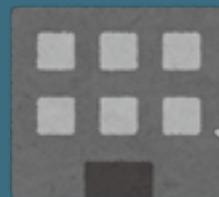
 <p>Metaltech 株式会社 メタルテック 岡山事業所</p> <p>〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910 Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787</p>	<p>三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部</p> <p>取締役事業部長 三島 利文</p> <p>〒706-8651 岡山県玉野市玉3丁目1番1号 TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612</p>	<p>弁護士法人 太陽綜合法律事務所 (岡山弁護士会所属) 岡山県労働基準協会顧問弁護士</p> <p>弁護士 近藤 弦之介 弁護士 藤原 健補 弁護士 馬場 幸三 弁護士 谷口 怜司 弁護士 山本 愛子 弁護士 川端 美智子 弁護士 青田 夢 弁護士 鹿室 辰義 弁護士 岡田 湧介 弁護士 高瀬 鈴香 客員弁護士 石島 弘</p> <p>〒700-0901 岡山市北区本町6番36号 第一セントラルビル2階 TEL (086) 224-8338 (代) FAX (086) 224-7555</p>
 <p>代表取締役社長 佐々木 正信</p> <p>笠岡工場 〒714-0006 岡山県笠岡市みの越13番 TEL (0865) 62-6111 (代) FAX (0865) 62-6600 http://www.sanyofods.jp/</p>	<p>津山ガス株式会社</p> <p>取締役社長 荻田 善嗣</p> <p>岡山県津山市林田町92 ☎(0868) 22-7211</p>	
 <p>坂本産業株式会社</p> <p>代表取締役 坂本修三</p> <p>〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1 TEL (0865) 65-0311 (代) FAX (0865) 65-0460</p>	<p>NAKASHIMA We Go Beyond</p> <p>ナカシマプロペラ株式会社</p> <p>本社 / 〒709-0625 岡山市東区上道北方688-1 TEL (086) 279-5111 FAX (086) 279-3107</p>	
<p>武田育男税理士事務所</p> <p>岡山市北区東島田町1丁目2-5 Tel. (086) 231-1227</p>	<p>労働問題相談日のお知らせ</p> <p>毎週火曜日と木曜日10時から16時 (12:00~13:00を除く)</p> <p>会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。 お気軽にご相談下さい。</p> <p>TEL (086) 225-4538</p> <p>※上記以外の日程 または来所の方は、 事前にご連絡下さい。</p>	

令和5年10月から有資格者による
石綿の事前調査が義務化されます！

建築物石綿含有建材調査者講習 を始めました！

～法定の有資格者の確保が急務です～

一般/一戸建て等 建築物石綿含有建材調査者



建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象となる建築物等の建材について石綿等の使用の有無の調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、**建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました**（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、厚生労働大臣が定める建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者とされています。なお、**施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。**

（一社）岡山県労働基準協会では、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習」を実施します。

（岡山労働局長登録：令和3年11月2日 岡労収基1029第1号）

令和3年度の講習は次のとおりです

（1）一般建築物石綿含有建材調査者講習

1回目 令和3年12/23（木）・24（金） ⇒ 修了審査 令和4年 1/13（木）

2回目 令和4年 1/27（木）・28（金） ⇒ 修了審査 令和4年 2/10（木）

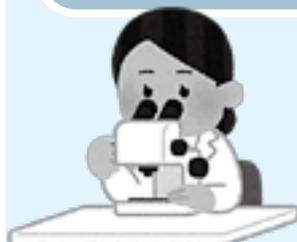
（2）一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習

1回目 令和4年 3/24（木） ⇒ 修了審査 令和4年 3/25（金）

会場 岡山市北区桑田町15-28 （一社）岡山県労働基準協会
定員 各回とも50名 （お申込みが定員に達し次第締め切ります）



- ・一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物
- ・一戸建て等建築物：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。なお共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれません。



- ・十分な感染防止対策を講じた上で開催します。マスク着用の上で受講いただくようお願いいたします。
- ・当日37.5度以上の発熱等感染の疑われる方の受講はご遠慮願います。
- ・感染拡大状況によっては中止となる場合がございます。岡山県労働基準協会のホームページでご確認ください。



【講習科目・時間等】

●一般建築物石綿含有建材調査者講習●

講習1日目

- 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 1時間
- 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 1時間
- 3.石綿含有建材の建築図面調査 4時間

講習2日目

- 4.現場調査の実際と留意点 4時間
- 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成 1時間
- 修了考査 2時間

●一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習●

講習(1日のみ)

- 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 1時間
- 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 1時間
- 3.一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査 1時間
- 4.現場調査の実際と留意点 3時間
- 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成 1時間
- 修了考査 1時間

※受講資格が石綿作業主任者技能講習の修了者(下記受講資格区分A)の場合、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」(一般、一戸建て等とも)の受講が免除されます。但し、修了考査の出題範囲からは免除されませんのでご注意ください。(できれば受講されることをお勧めします。)

講習受講料、修了考査受験料、テキスト代

講習の区分	受講料等の額(税込)
(1)一般建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料 40,000円
	修了考査受験料 5,000円
	テキスト代 5,280円
(2)一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料 30,000円
	修了考査受験料 5,000円
	テキスト代 5,280円

⇒修了考査について

- 1 本講習の修了考査は難易度が高いため、しっかりと予習、復習をする必要があります。
- 2 修了考査は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までの間に限り、認められます(その都度再受験料(5,000円、税込)が必要)。

【主な受講資格】(一般、一戸建て等共通)

- ア 石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる技能講習)を修了した者
- イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上)
- ウ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)(卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上)
- エ 「ウ」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上)
- オ 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上)
- カ (学歴不問)(建築に関する実務経験年数:11年以上)
- キ 平成18年4月1日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上)

(※注)受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

会場ご案内



【お問合せ・お申込みは】

(一社)岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28
TEL(086)225-3571

URL: <https://www.olsa.or.jp/>
ホームページにお申込みのための詳細資料を掲載しています





令和3年度 岡山労働局長表彰受賞者

○優良賞(安全確保対策)

(地域の中で、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場に対する表彰)

- いばらせいき 井原精機株式会社 笠岡工場 (笠岡市：自動車・同付属品製造業)

○奨励賞(健康保持増進等)

(地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範であると認められる事業場に対する表彰)

- きび パナソニック吉備株式会社 (岡山市：電気機械器具製造業)

○奨励賞(安全確保対策)

(地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範であると認められる事業場に対する表彰)

- とうよ 東洋コルク株式会社 岡山工場 (赤磐市：無機・有機化学工業製品製造業)

- かしまけんせつ 鹿島建設株式会社 (仮称)ロイヤルガーデン桑田町新築工事 (岡山市：建築工事業)

○団体賞

(地域の中で、安全衛生活動を活発に推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績があった団体に対する表彰)

- おかもけんいしがい 公益社団法人岡山県医師会 (岡山市：その他の事業)

○功績賞

(地域の中で、長年にわたり事業者団体の役員の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰)

- きりのきょうじ 桐野 享治 (一般社団法人岡山県労働基準協会 元理事・事務局長 岡山県労働基準協会岡山支部 元事務長)

○安全衛生推進賞

(地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰)

- やまだたいじ 山田 泰二 (水島地区安全衛生協力会連絡協議会 会計監査および事業推進部会委員 ビーエス水島構内安全協力会 元会長)

- こじままさし 小島 正視 (建設業労働災害防止協会 岡山地区安全指導者)

- たけだしずえ 武田 静枝 (独立行政法人労働者健康安全機構岡山産業保健総合支援センター産業保健相談員)

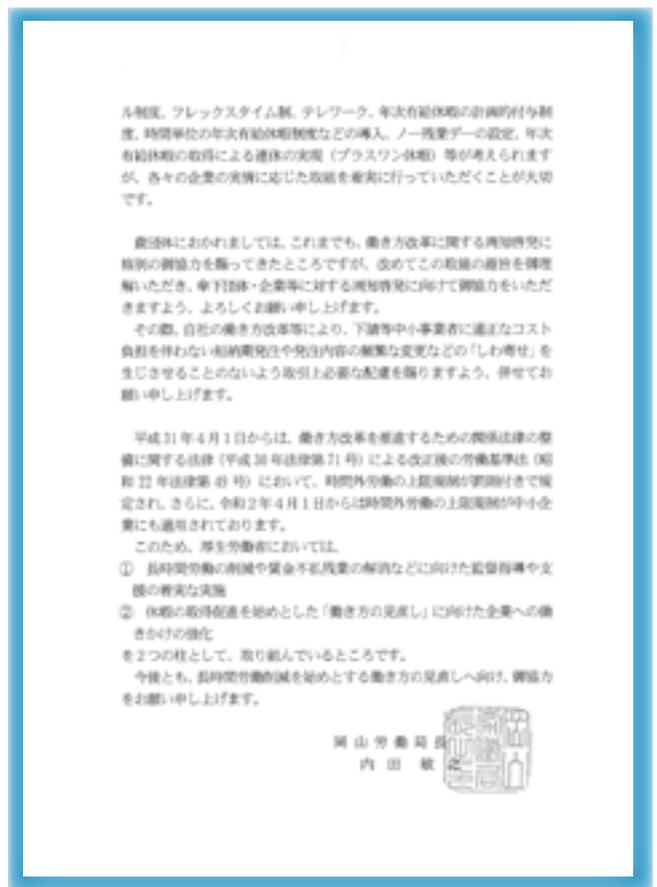
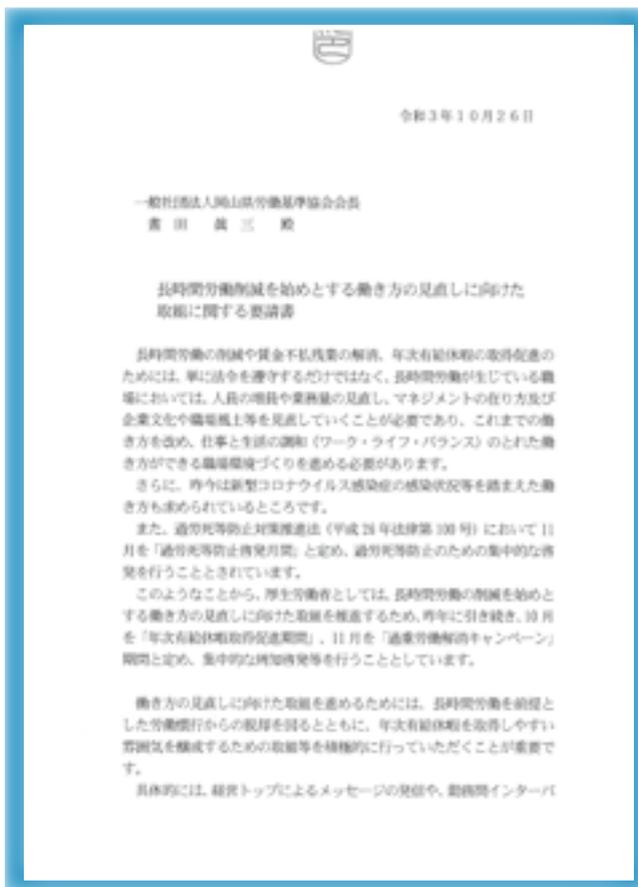


長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組みを!

岡山労働局長からの要請

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等のためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）のとれた働き方ができる職場づくりが必要であり、さらには新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。このため「働き方の見直し」に向けた取組に関する岡山労働局長からの要請がありました。

会員事業場におかれましては、要請の趣旨をご理解の上、働き方の見直しに向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。



職場の衛生管理でお困りの際には

(一社)岡山県労働基準協会 労働衛生センター にご相談ください!

当センターは「労働衛生サービス機能評価」認定を受けた職場の衛生管理の専門家集団です。

一般社団法人岡山県労働基準協会 労働衛生センター
TEL (086) 281-4500 岡山市南区山田2315-4 (岡山県安全衛生会館内)



